

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則（平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業」を「お口“いきいき”健康支援（歯科健診）事業」へ改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。